

(行政区－再－番号)

令和8年 月 日

建物所有者・関係者 様

京 都 市 消 防 局 長

名 畑 徹

消防用設備等点検結果の報告について（通知）

あなたが所有又は管理する建物について、消防法令に基づく消防用設備等の点検結果が長期にわたり報告されていないため、令和7年12月1日付けで報告をしていただくよう通知いたしましたが、令和8年7月31日時点で、未だ報告されていません。

つきましては、速やかに下記の建物に設置されている全ての消防用設備等の点検を実施し、報告してください。

記

1 建物名称

〇〇〇〇

2 所在地

京都市●●区△△△△

3 違反事項（報告事項）

設置されている消防用設備等について点検し、その結果を京都市●●消防署長に報告すること。（消防法第17条の3の3）

※ 本通知は、届出等により、消防局が保有している情報を基に発送しています。

防火対象物の所有者、名称等の情報が異なっている場合又は既に報告の手続きが行われている場合には、以下の問合せ先まで御連絡をいただきますようお願いいたします。

（問合せ先） 京都市●●消防署 消防課

京都市●●区■■■■■

電話番号 075-▲▲▲-▲▲▲▲

【京都市消防局ホームページ】

「消防用設備等点検結果報告に関する調査及び指導について」が届いた方へ

<https://www.city.kyoto.lg.jp/shobo/page/0000336032.html>

